

療育の充実と教育との連携を 柱とした支援教育

～0歳から18歳までの
切れ目のない支援～

地域の
特色ある
活動

神奈川県逗子市教育委員会

はじめに

神奈川県逗子市は、神奈川県南東、三浦半島の付け根に位置し、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町に隣接し、西は相模湾に臨む、人口約5万7千人、面積17.28km²の住宅都市です。温暖な気候にも恵まれ、戦後の高度経済成長期には東京や横浜のベッドタウンとして発展をしてきましたが、近年は団塊の世代の大量退職に伴い、生産年齢人口の減少や少子高齢化が大きな課題となっています。一方で、都心から電車で約1時間という通勤圏内にありながら、海や山に囲まれた豊かな自然に恵まれているという地の利もあり、都心などからの若い世代の流入による人口確保策を軸に、子育て環境や教育環境の充実に力を入れています。

1 「療育教育総合センター」開設の経緯

少子高齢化や核家族化が進み、地域社会や家族の様相が変化したことに伴い、子供を取り巻く環境も大きく変化をしています。こうした状況のもと、平成28年12月、障がいのある子供や発達に心配のある子供及びその家族に療育的支援を行う「こども発達支援センター」と、教育に関する調査・研究、相談、適応指導教室などを行う「教育研究所」を一つの施設に統合した「療育教育総合センター」を開設しました。

また、平成29年4月の機構改革では、「教育研究所」の名称を「教育研究相談セン

ター」に改めるとともに、それまで福祉部門に属していた「こども発達支援センター」を教育委員会へ移管し、0歳から18歳までの療育と教育の連携を柱に、支援体制を強化しました。

2 18歳までの切れ目のない支援

対象年齢の拡大

こども発達支援センターでは、これまで就学前までとしていた利用対象年齢を、18歳までに拡大し、切れ目のない相談支援体制を整えました。幼児期からの療育について、一人ひとりの障がいの特性や個々の状況に合わせた専門性の高いプログラムを提供するとともに、支援が途切れやすい就学前後について、必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、相談機能を軸として、家族と協働しながら小・中学校などと連携した支援を行っています。

18歳以降についても、相談支援事業所や就労などの関係機関の間で必要な情報共有を行いながら本人に適した進路選択ができ、また進路先への円滑な引継ぎができるようサポートをしています。

相談機能の強化

継続した支援を行うため18歳までのワンストップでの一次的な相談受付を開始したことにより、子供の障がいや発達に関する相談を幅広く受け止めることができるようになりました。アセスメントや経過観察、さらに関係機関との連携等を通じて個別支援ほか適切な支援のコーディネートを実施し、本人・家

族の幅広いニーズに応じています。

こども発達支援センターと教育研究相談センターでは、相談内容や対象についての役割分担はありますが、どこに相談するか迷うような場合でも、こども発達支援センターで一次的な受付をすることができるようになりました。

一人ひとりの相談に対して、適切な支援を行えるよう、相談部門の専門職（CW、心理士、ST、PT、OT等）、療育部門の職員、教育研究相談センターの指導主事が、多角的な視点から話し合い、処遇方針を考えています。また、日常的に細やかで継続的な情報共有ができることで、スムーズな就学支援にもつながっています。

保育所・幼稚園・学校などへの巡回体制強化

こども発達支援センターでの来所相談だけでなく、保育所・幼稚園・学校や地域の関係機関への巡回相談を行っています。学校については、こども発達支援センターが特別支援学級を中心とした三次的支援に関する巡回相談を行い、教育研究相談センターが支援教育推進巡回チームを派遣し、通常学級を中心とした一次的・二次的支援に関する相談を行い、役割分担しながら幅広いニーズに応えるサポートを行っています。

適応指導教室「なぎさ」の運営

教育研究相談センター適応指導教室「なぎさ」では、不登校状態になっている市内在住もしくは市内小中学校在籍の児童・生徒を対象に、共感的な理解をもとに、児童・生徒が他者との信頼関係を構築しながら、社会的自立ができるよう支援しています。

通室については、保護者の申し出により教育相談員との面接を実施し、適切な支援について専門的な助言を得ながら一定期間体験をした後、教育委員会で判断します。

こども発達支援センターと連携することで、通室生の特性等の理解をより一層深めることができるメリットを十分に活かしています。

「ひなたファイル」の活用

こども発達支援センターでは、保護者が主

体となって「ひなたファイル」を作成しています。ひなたファイルは、子供の成長や支援の内容を記録することで、子供の特性を保護者と共有し、医療機関や保育園・幼稚園などで活用するほか、福祉サービスの受給、進学や就労など、18歳以降におけるさまざまな場面でも活用できる、継続的な支援ツールとしていくことを目指しています。また、就学後に作成する支援シートをひなたファイルに差し込むことにより、教育研究相談センターや、小中学校における支援においても、就学前からの記録を活用し、支援教育をサポートしています。



3 おわりに

すべての子供に必要な支援を提供するには、子供のニーズを的確に受け止め、子供が健やかに育つ環境を提供することが必要です。本市では、市民向けの子育てサポーター養成講座を継続的に実施するなど、地域全体で発達に心配のある子供とその家族を支えるまちづくりにも取り組んでいます。療育と教育の切れ目のない支援に加え、子供やその家族が地域で安心して生活できる環境が整うことで、一人ひとりの子供が将来にわたって、その持てる力を十分に発揮できるものと考えています。



教育長

大河内 誠